

．制度の概要

1．骨子

- (1) 青色申告書を提出する法人、連結法人（以下「法人等」という。）又は個人が、国の試験研究機関等及び国内の大学等と共同試験研究及び委託試験研究を行い、その試験研究に要した経費（以下「特別共同試験研究費」という。）の額が、法人等の事業年度又は連結事業年度における所得金額の計算上損金（個人にあっては必要経費）の額に算入される試験研究費の額に含まれる場合には、当該特別試験研究費に15%を乗じて計算した額を当該事業年度の所得に対する法人税（個人にあっては所得税）の額から控除することができる。
- (2) 税額控除の上限額は、総額型税額控除制度による控除額と併せて法人税（所得税）の20%相当額とする。

2．特別共同試験研究の種類

- (1) 国の試験研究機関等（独立行政法人を含む。）との「共同試験研究」
- (2) 国の試験研究機関等（独立行政法人を含む。）との「委託試験研究」
- (3) 国内の国公立大学・私立大学等との「共同試験研究」
- (4) 国内の国公立大学・私立大学等との「委託試験研究」

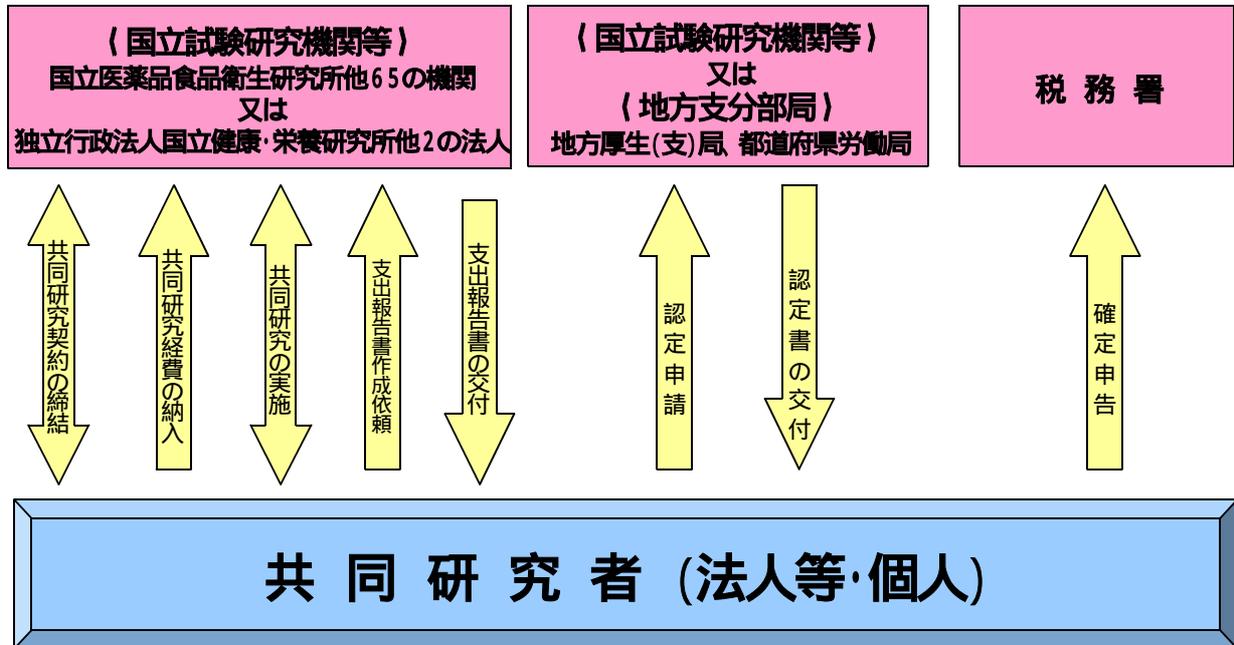
3．共同試験研究・委託試験研究の相手方

- (1) 研究交流促進法(昭和61年法律第57号)第2条第2項に規定する試験研究機関等厚生労働省においては、
- | | |
|--|------------------------|
| ・ 国立医薬品食品衛生研究所 | ・ 国立高度専門医療センター |
| ・ 国立保健医療科学院 | ・ 国立身体障害者リハビリテーションセンター |
| ・ 国立社会保障・人口問題研究所 | ・ 独立行政法人国立健康・栄養研究所 |
| ・ 国立感染症研究所 | ・ 独立行政法人産業安全研究所 |
| ・ 国立病院（研究所、研究部その他の命令で定める部課等がおかれるものに限る。） | ・ 独立行政法人産業医学総合研究所 |
| ・ 国立療養所（研究所、研究部その他の命令で定める部課等がおかれるものに限る。） | |
- （以下「国立試験研究機関等」という。）
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学若しくは高等専門学校又は国立学校設置法(昭和24年法律第150号)第9条の2第1項に規定する大学共同利用機関。
（以下「大学等」という。）

． 仕組み（厚生労働省の場合）

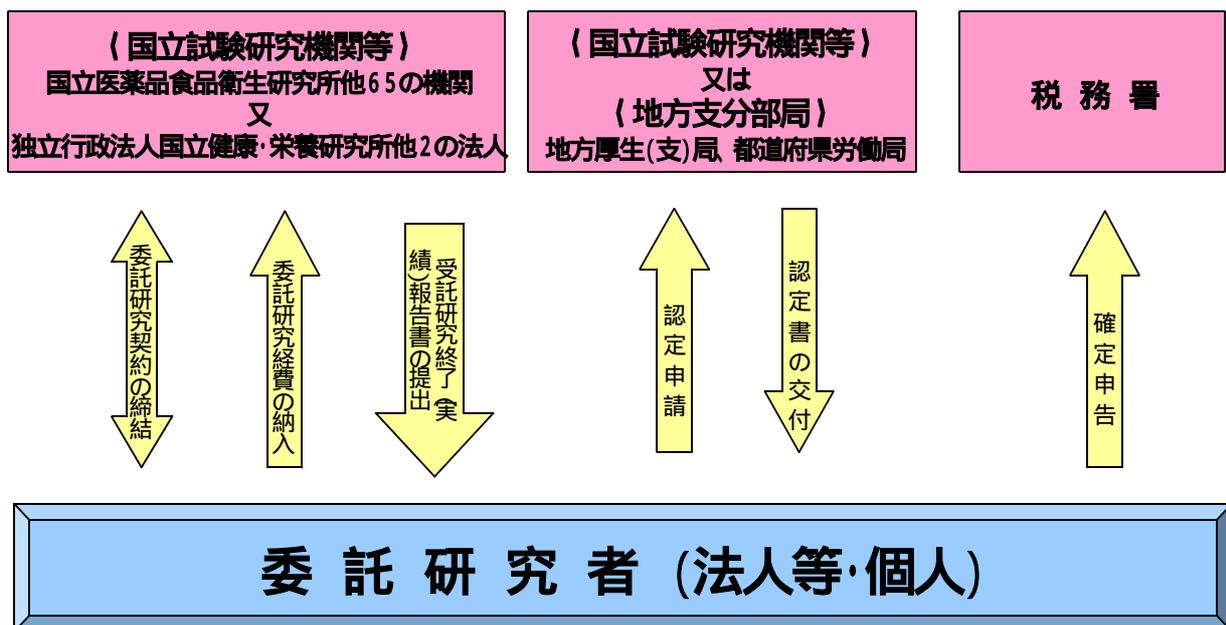
1. 国立試験研究機関等との共同試験研究及び委託試験研究

(1) 国立試験研究機関等との共同試験研究



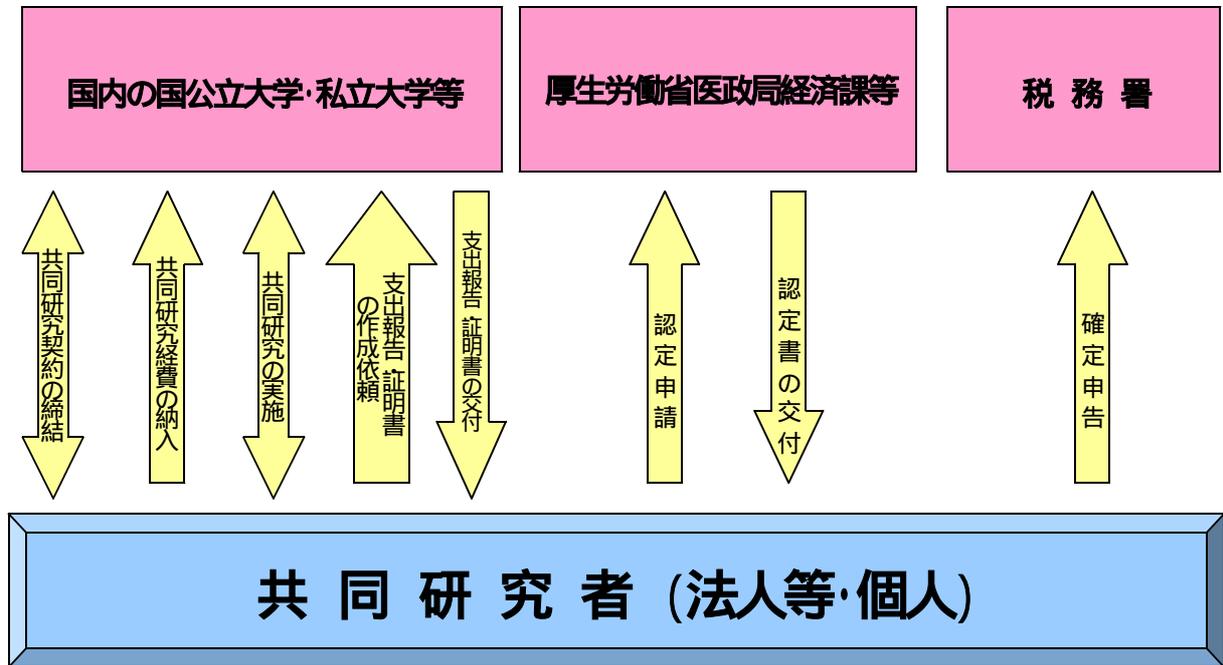
の共同研究経費の納入がある場合のみ、及び の支出報告書の交付手続きが必要。

(2) 国立試験研究機関等との委託試験研究

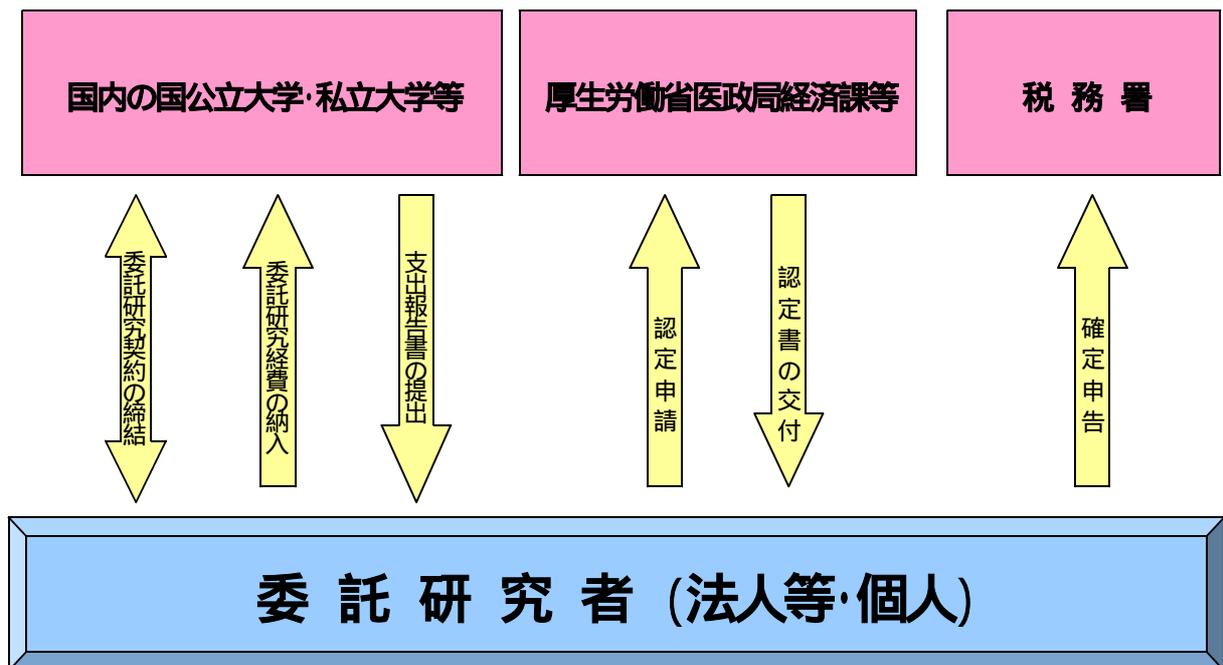


2. 大学等との共同試験研究及び委託試験研究

(1) 大学等との共同試験研究



(2) 大学等との委託試験研究



．要件

〔共同試験研究〕

契約又は協定において、当該共同試験研究に要する費用の分担及びその明細並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められていること。また、認定申請に係る試験研究費の額が契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認められること。

大学等との共同試験研究は、下記の分野に該当すること等も要件となります。

大学等との共同試験研究における分野

医薬品産業・医療機器産業に関する試験研究

の産業以外の産業に関する試験研究（厚生労働省所管の産業に限る）

なお、大学等との共同試験研究については、研究員を当該大学等に派遣又は当該大学等の研究員を受け入れて当該試験研究を行うものであることが要件となっています。

〔委託試験研究〕

契約又は協定において、当該委託試験研究に要する費用の金額及びその明細並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められていること。また、委託先から終了（実績）報告書の提出が定められていることが要件となります。

大学等との委託試験研究は、当該共同研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定も要件となります。

．関係法規

1．法人税関係

租税特別措置法第42条の4又は第68条の9

租税特別措置法施行令第27条の4又は第39条の39

租税特別措置法施行規則第20条又は第22条の23

2．所得税関係

租税特別措置法第10条

租税特別措置法施行令第5条の3

租税特別措置法施行規則第5条の6

3．認定の手續関係

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号から第8号（平成15年6月17日官報第3629号）

．認定申請

1．適用対象

〔共同試験研究〕

当期に国立試験研究機関等又は大学等（以下「国立試験研究機関・大学等」という。）と、契約又は協定に基づいて共同試験研究を行った法人又は個人が認定申請の資格者となりますが、契約又は協定上、

- （１）国立試験研究機関等・大学等と共同研究者双方の費用の分担
- （２）その費用の分担の明細（内訳）
- （３）研究成果の帰属及びその公表に関する事項

がそれぞれ定められていることが必要です。

さらに、大学等との共同研究については、研究員を当該大学等に派遣又は当該大学等の研究員を受け入れて当該試験研究を行う者であることが定められていることが必要です。

ただし、税額控除を受けられるのは、青色申告書を提出する者に限られ、また、確定申告書（仮決算による場合の中間報告を含む。）に控除を受けるべき金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書（「試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書（法人税法施行規則別表６（７）又は法人税法施行規則別表６の２（４）」）及び認定書の写しの添付がある場合に限り適用され、しかも、控除される金額は、その申告に係るその控除を受けるべき金額に限られます。

〔委託試験研究〕

当期に国立試験研究機関等・大学等と、契約又は協定に基づいて委託試験研究を行った法人又は個人が認定申請の資格者となりますが、契約又は協定上、

- （１）委託契約の金額
- （２）委託費用の明細（内訳）
- （３）研究成果の帰属及びその公表に関する事項
- （４）研究終了（実績）報告書の提出

がそれぞれ定められていることが必要です。

ただし、税額控除を受けられるのは、青色申告書を提出する者に限られ、また、確定申告書（仮決算による場合の中間報告を含む。）に控除を受けるべき金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書（「試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書（法人税法施行規則別表６（７）又は（法人税法施行規則別表６の２（４）」）及び認定書の写しの添付がある場合に限り適用され、しかも、控除される金額は、その申告に係るその控除を受けるべき金額に限られます。

2. 認定申請に必要な書類

認定申請に際しては、認定申請書2通が必要であり、そのうち1通には添付書類が必要です。また、当該共同試験研究については、支出された額が確認できる領収書(設備費、物件費等)や研究日誌(人件費)等の書類の写しを提出して下さい。

なお、これらの書類については、法人税法等の規定に従って整理保存しなければなりません。

3. 特別共同試験研究認定申請書の記載方法

(1) 国立試験研究機関等との共同試験研究

申請先

認定申請書の提出は表1の研究区分ごとに掲げる者に提出して下さい。

(表1)

研究区分	相手先	国立試験研究機関等との共同試験研究・委託試験研究の場合
医薬品産業・医療機器産業に関する試験研究		研究交流促進法第2条第2項に規定する機関のうち厚生労働省所管の試験研究機関の長(以下「試験研究機関等の長」という。)又は申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地。)を管轄する地方厚生(支)局長若しくは都道府県労働局長(以下「地方支分部局の長」という。)
上記産業以外の産業に関する試験研究		同上

申請年月日、認定年月日及び認定番号

申請年月日の欄には、認定申請書を試験研究機関等の長、地方支分部局の長へ提出する年月日を記入して下さい。認定年月日及び認定番号の欄は、試験研究機関等、地方支分部局にて記入しますので申請時には空欄にしておいて下さい。

申請者名

申請者の住所、名称及び代表者の氏名を記入して下さい。

共同して試験研究を行った試験研究所等の名称

共同試験研究の相手方の名称を記入して下さい。

当該共同試験研究の課題

契約又は協定に定められた、共同試験研究の課題(研究テーマ)を記入して下さい。

当該共同試験研究の実施期間

契約又は協定に定められた、共同試験研究の実施期間を記入して下さい。

租税特別措置法第42条の4第3項（個人にあっては租税特別措置法第10条第3項）の規定の適用を受けようとする事業年度又は連結事業年度の開始年月日及び終了年月日

特別共同試験研究に係る特例措置の適用を受けようとする事業年度又は連結事業年度について、開始年月日及び終了年月日を記入して下さい。

ただし、適用を受けることができるのは、平成15年1月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度で、かつ、平成15年4月1日以後に終了する事業年度又は連結事業年度に限られます。

当該共同試験研究に係る試験研究費の額

a. 費目

契約又は協定において、申請者が負担すべきとされている費目（契約書又は協定書に記載されている内訳）をそのまま記入して下さい。通常、「費目」としては、「設備費」・「材料費」・「物品費」・「人件費」・「旅費」等に分けられていることが想定されますが、契約書又は協定書に含まれない費目については、認定の対象となりません。また、契約書又は協定書に明記されている費用であっても、領収書（設備費、物品費等）や研究日誌（人件費）等の当該共同試験研究に要した支出であることが確認できる書類が必要であり、これらが無いものについても認定を行うことができませんので、こうした費用については除外して下さい。

なお、契約又は協定の変更が行われた場合で、変更後新たに対象となることとなった費目については、当該変更契約又は変更協定の適用開始年月日以降に支出され、かつ、当該共同試験研究に要した支出であることを証明できる書類があるものについて対象となります。

本税制の対象となり得る費用は、その試験研究を行うために直接必要となる原材料費、人件費（専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る。）及び経費であり、具体的な例としては、以下のようなものが含まれると考えられます。

設備費	<p>() 設計費、加工費：共同試験研究に必要な機械装置の設計、加工に必要な経費（機械装置の設計、加工に必要な費用）</p> <p>() 建設費：共同試験研究に必要な建物の建設、製造、改造、購入、借用に要する費用（ガス、水道、暖房、照明、通気等建物に付属する施設の買受けに要する費用を含む。）</p> <p>() 機械装置購入費：共同試験研究に必要な機械装置の購入、改造、借用、修繕及び装置の据付に必要な経費</p>
-----	---

材料費	共同試験研究を行うために必要な主要原材料費及び消耗品費
物品費	共同試験研究を行うために必要な工具、器具、備品の購入、製造、改造、修繕又は据付に必要な経費
人件費	共同試験研究に従事する研究者等の直接作業時間に対する人件費
外注費	共同試験研究に必要な機械装置の設計、試料の製造等の外注に必要な経費
諸経費	共同試験研究を行うために必要な文献購入費、印刷製本費、通信費、光熱水料、会議費、コンピューター使用料、試料分析鑑定料、固定資産税等の経費
旅 費	共同試験研究を行うために必要な旅費

b. 契約額

各費目毎に契約又は協定に定められている契約額を記入して下さい。

その際に申請者の事業年度又は連結事業年度の開始年月日及び終了年月日が、契約期間のそれと異なっており、かつ、それぞれの年度を契約又は協定期間とする契約又は協定を締結している場合（申請者の事業年度又は連結事業年度が4月1日から3月31日まででない場合）には、3月31日を含む年度と4月1日を含む年度のそれぞれの契約又は協定に定められている額を、2段に分けて併記して下さい。

c. 支出額

各費目毎に、当該事業年度又は連結事業年度に当該共同試験研究のために支出した金額を記入して下さい。

ただし、当該支出額を客観的に判断できるような書類（例えば、人件費を対象とする場合には、研究者が当該共同試験研究に従事した状況を説明する研究記録、その他の支出については領収書等の支出を証明できる書類）が必要です。

なお、支出額は、契約額と厳密に一致している必要はありませんが、契約又は協定書に添って適正に支出されたと合理的に判断できる範囲のものであることが必要です。

d. 費用額

当該共同試験研究のために支出した金額を基に、当該事業年度の所得又は連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金（個人にあっては必要経費）の額に算入

される試験研究費の額（減価償却資産や繰延資産については、その償却額）を記入して下さい。そのとき、その試験研究費に充てるため他の者から支払を受けた額（例えば、国庫補助金等による助成金）が含まれる場合には、当該金額を控除した金額を各々記入して下さい。

記名押印

試験研究機関等の長、地方支分部局長が記名・押印しますので、申請時には空欄にしておいて下さい。

支出報告書の作成依頼

共同試験研究において、契約又は協定において法人等が負担した額のうち、国立試験研究機関等が支出する試験研究費の税額控除の適用を受ける場合は、国立試験研究機関等が発行する支出報告書が必要となりますので、共同試験研究先に作成を依頼し、認定申請書と合わせて提出して下さい。

別添 9：特別共同試験研究税制の特別措置（共同試験研究）に係る支出報告書等実施要領を参照ください。

（２）国立試験研究機関等との委託試験研究

申請先

認定申請書の提出は、前述の、国立試験研究機関等との共同試験研究の場合と同様です。

申請年月日、認定年月日及び認定番号

申請年月日の欄には、認定申請書を試験研究機関等の長又は地方支分部局長へ提出する年月日を記入して下さい。認定年月日及び認定番号の欄は、試験研究機関等、地方支分部局にて記入しますので申請時には空欄にしておいて下さい。

申請者名

申請者の住所、名称及び代表者の氏名を記入して下さい。

委託して試験研究を行った試験研究所等の名称

委託試験研究の相手方の名称を記入して下さい。

当該委託試験研究の課題

契約又は協定に定められた、委託試験研究の課題（研究テーマ）を記入して下さい。

当該委託試験研究の実施期間

契約又は協定に定められた、委託試験研究の実施期間を記入して下さい。

租税特別措置法第 4 2 条の 4 第 3 項（個人にあつては租税特別措置法第 1 0 条第 3 項）の規定の適用を受けようとする事業年度又は連結事業年度開始年月日及び終了年月日

特別共同試験研究に係る特例措置の適用を受けようとする事業年度又は連結事業年度について、開始年月日及び終了年月日を記入して下さい。

ただし、適用を受けることができるのは、平成 1 5 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度又は連結事業年度で、かつ、平成 1 5 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度又

は連結事業年度に限られます。

当該委託試験研究に係る試験研究費の額

a. 費目

契約又は協定において、申請者が負担すべきとされている費目（契約書又は協定書に記載されている内訳）をそのまま記入して下さい。契約書又は協定書に含まれない費目については、認定の対象とはなりません。

なお、契約又は協定の変更が行われた場合で、変更後新たに対象となることとなった費目については、当該変更契約又は変更協定の適用開始年月日以降に支出され、かつ、当該委託試験研究に要した支出であることを証明できる書類があるものについて対象となります。

b. 契約額

契約又は協定に定められている費目区分毎に契約額を記入して下さい。

その際に申請者の事業年度又は連結事業年度の開始年月日及び終了年月日が、契約期間のそれと異なっており、かつ、それぞれの年度を契約又は協定期間とする契約又は協定を締結している場合（申請者の事業年度又は連結事業年度が4月1日から3月31日まででない場合）には、3月31日を含む年度と4月1日を含む年度のそれぞれの契約又は協定に定められている額を、2段に分けて併記して下さい。

c. 支出額

国立試験研究機関等より提出された受託研究終了（実績）報告書の費目の区分毎に、当該委託試験研究のために支出した金額を記入して下さい。

d. 費用額

当該委託試験研究のために支出した金額を基に、当該事業年度の所得又は当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金（個人にあっては必要経費）の額に算入される試験研究費の額（減価償却資産や繰延資産については、その償却額）を記入して下さい。このとき、その試験研究に充てるため他の者から支払を受けた額（例えば、国庫補助金等による助成金）が含まれる場合には、当該金額を控除した金額を各々記入して下さい。

記名押印

試験研究機関等の長、地方支分部局長が記名・押印しますので、申請時には空欄にしておいて下さい。

(3) 大学等との共同試験研究

宛先

表2のとおり厚生労働大臣宛とし、認定申請書の提出は、医薬品産業・医療機器産業に関する試験研究については、厚生労働省医政局経済課に、その他の産業に関する試験研究については、当該申請に係る産業を所管する業所管部局に提出して下さい。

(表2)

研究区分	相手先	大学等との共同試験研究・委託試験研究の場合
医薬品産業・医療機器産業に関する試験研究	厚生労働大臣 (窓口は医政局経済課)	
上記産業以外の産業に関する試験研究(厚生労働省所管の産業に限る。)	厚生労働大臣 (窓口は当該申請に係る産業を所管する業所管部局)	

申請年月日、認定年月日及び認定番号

認定申請日の欄には、認定申請書を厚生労働大臣へ提出する年月日を記入して下さい。認定年月日及び認定番号の欄は、厚生労働省にて記入しますので申請時には空欄にしておいて下さい。

～ については、国立試験研究機関等との共同試験研究の場合と同様です。

記名押印

厚生労働大臣が記名・押印しますので、申請時には空欄にしておいて下さい。

支出報告・証明書の作成依頼

特別試験研究費の額の算出に必要な大学等側の支出額を証明するための書類として「共同試験研究に係る支出報告・証明書」を共同研究先の大学等に作成・発行してもらう必要があります。

なお、特別試験研究費の額は、

法人等が負担した額のうち、大学等が支出した試験研究費の額

法人等が自ら負担し、支出した試験研究費の額の合計(上限は、大学等が自ら負担し支出した額の3倍)です。

別添9：特別共同試験研究税制の特別措置(共同試験研究)に係る支出報告書等実施要領を準用してください。

(4) 大学等との委託試験研究

については、大学等との共同試験研究の場合と同様です。

～ については、国立試験研究機関等との委託試験研究の場合と同様です。

については、大学等との共同試験研究の場合と同様です。

支出報告書の作成依頼

法人等が負担した大学等側の支出額を証明するための書類として「受託試験研究に係る支出報告書」を委託先の大学等に作成してもらう必要があります。

別添9：特別共同試験研究税制の特別措置(共同試験研究)に係る支出報告書等実施要領を準用してください。

4 . 添付書類

(1) 共同試験研究

国立試験研究機関等との共同試験研究の場合、下記 . . . を認定申請書に添付
大学等との共同試験研究の場合、下記 を認定申請書に添付
共同試験研究の具体的内容についての説明書

当該申請に係る共同試験研究のために支出した金額及び当該共同試験研究に係る
当該事業年度の所得又は連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金（個人にあ
っては必要経費）の額に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てるた
め他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の積
算内訳を記載した書面

3 . (1) の積算根拠を示す書面です。14～15ページの例に倣い、申請者の
費用の区分の仕方に応じた形式で作成して下さい。

共同試験研究のために支出した金額を確認することができる領収書、研究日誌等
の写し

〔添付書類作成の際の注意事項〕

a . 経費（建設費、機械装置購入費、材料費、物品費、外注費、諸経費）

- ・各経費毎に記入して下さい。
- ・主に他の用途に用いられている経費については、対象となりません。
- ・減価償却資産については、費用額（償却額）の計算ができるよう、備考欄に耐用年数、償却方法（定率法又は定額法）を記入して下さい。また、取得価額の証拠となる書類等、物件の内容を確認できる書類の写しを併せて提出して下さい。
- ・各経費については、支出額が確認できる領収書等の写しを経費毎に番号で整理し、提出してください。

b . 人件費

人件費は、個人毎に記入して下さい。試験研究費に含まれる人件費は、専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者に係るものであるので、事務職員等のように試験研究に直接従事していない者に係るものは、これに含まれないことに留意して下さい。

また、研究者が当該共同試験研究に従事した状況を説明する研究記録（研究日誌等）等の写しを併せて提出して下さい。その際、当該共同試験研究以外の作業時間が混入しないよう注意して下さい。

当該申請に係る契約書又は協定書の写し（当該共同試験研究に要する費用の分担及びその明細並びに当該共同試験研究の成果の帰属及び公表に関する事項が定められているものに限ります。）

3.(1) b. で述べた、事業年度が、契約期間2年分にまたがっている場合には、3月31日を含む年度の契約書又は協定書と4月1日を含む年度の契約書又は協定書の両方の写しを添付して下さい。

共同試験研究の成果を既に公表している場合は、公表物の写し、未公表の場合は、今後の公表予定を記載した書面

共同試験研究に係る支出報告・証明書

(2) 委託試験研究

国立試験研究機関等との委託試験研究の場合、下記 . . . を認定申請書に添付
大学等との委託試験研究の場合、下記 . . . を認定申請書に添付

委託試験研究の具体的内容についての説明書

契約書又は協定書において定められている、国立試験研究機関・大学等からの研究終了（実績）報告書の写し（費用の金額及びその明細並びにその支出金額が確認できるものに限る。）

契約書又は協定書の写し（当該委託試験研究に要する費用の金額及びその明細並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものに限る。）

3.(2) b. で述べた、事業年度が、契約期間2年分にまたがっている場合には、3月31日を含む年度の契約書又は協定書と4月1日を含む年度の契約書又は協定書の両方の写しを添付して下さい。

委託先の国立試験研究機関等・大学等が発行する「受託試験研究に係る支出報告書」

(別添)

(例)申請に係る共同試験研究(国立試験研究機関等又は大学等との共同研究)のために支出した額及び当該共同試験研究に係る当期の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額(その試験研究費に充てるため他の者から支払いを受ける額がある場合には、当該金額を控除した金額)の積算内訳を記載した書面

住所:
申請者名:
担当者名:
電話、fax:
e-メール:

作成上の注意
当該共同試験研究に要した経費以外は含めないこと。
減価償却資産については、当期費用額の計算が分かるよう、備考欄に耐用年数償却方法(定率法又は定額法)を記入のこと。
各積算内訳の支出については、支出額が確認できる書類等を経費毎に整理番号を付し添付すること。

1. 積算内訳

(1) 設備費

設計費、加工費

番号	職種(役職)	単価	作業時間	支出年月日	支払先(氏名)	金額(A)	他者からの支払い(B)	当期支出額(A - B)	当期費用額	備考
合 計										

建設費

番号	名称	仕様	数量	取得年月日	単価	金額(A)	支出年月日	支払先	他者からの支払い(B)	当期支出額(A - B)	当期費用額	備考
合 計												

機械装置購入費

番号	名称	仕様	数量	取得年月日	単価	金額(A)	支出年月日	支払先	他者からの支払い(B)	当期支出額(A - B)	当期費用額	備考
合 計												

(2) 研究費

材料費

番号	名称	仕様	数量	取得年月日	単価	金額(A)	支出年月日	支払先	他者からの支払い(B)	当期支出額(A - B)	当期費用額	備考
合 計												

物品費

番号	名称	仕様	数量	取得年月日	単価	金額(A)	支出年月日	支払先	他者からの 支払い(B)	当期支出額 (A - B)	当期費用額	備考
合 計												

人件費

番号	職種(役職)	給与単価	作業時間	支出年月日	支払先(氏名)	金額(A)	他者からの 支払い(B)	当期支出額 (A - B)	当期費用額	備考
合 計										

外注費

番号	名称	仕様	数量	取得年月日	単価	金額(A)	支出年月日	支払先	他者からの 支払い(B)	当期支出額 (A - B)	当期費用額	備考
合 計												

旅費及び諸経費

番号	名称	仕様	数量	取得年月日	単価	金額(A)	支出年月日	支払先	他者からの 支払い(B)	当期支出額 (A - B)	当期費用額	備考
合 計												

5 . 認定申請書の提出期限

(1) 国立試験研究機関・大学等との共同試験研究

a . 法人等：特別共同試験研究に係る特例措置の適用を受けようとする法人等は、当該事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 1 月を経過する日までに提出しなければなりません。ただし、試験研究機関等の長、地方支分部局の長（大学等との共同試験研究の場合は、厚生労働大臣）が提出遅延について正当な理由があると認めるときは、この限りではありません。

なお、当該事業年度又は当該連結事業年度前に、当該共同試験研究に係る損金算入される試験研究費の額が確定した場合は、上記の期日に関わらず提出することも可能とします。

b . 個人：特別共同試験研究に係る特例措置の適用を受けようとする者は、当該年の翌年 2 月 1 5 日までに提出しなければなりません。ただし、試験研究機関等の長、地方支分部局の長（大学等との共同試験研究の場合は、厚生労働大臣）が提出遅延について正当な理由があると認めるときは、この限りではありません。

なお、当該年終了前に、当該共同試験研究に係る必要経費に算入される試験研究費の額が確定した場合は、上記の期日に関わらず提出することも可能とします。

(2) 国立試験研究機関・大学等との委託試験研究

a . 法人等：特別共同試験研究に係る特例措置の適用を受けようとする法人等は、当該事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 1 月を経過する日までに提出しなければなりません。ただし、試験研究機関等の長、地方支分部局の長（大学等との委託試験研究の場合は、厚生労働大臣）が提出遅延について正当な理由があると認めるときは、この限りではありません。

なお、当該事業年度又は当該連結事業年度前に、当該委託試験研究に係る損金算入される試験研究費の額が確定した場合は、上記の期日に関わらず提出することも可能とします。

b . 個人：特別共同試験研究に係る特例措置の適用を受けようとする者は、当該年の翌年 2 月 1 5 日までに提出しなければなりません。ただし、試験研究機関等の長、地方支分部局の長（大学等との委託試験研究の場合は、厚生労働大臣）が提出遅延について正当な理由があると認めるときは、この限りではありません。

なお、当該年終了前に、当該委託試験研究に係る必要経費に算入される試験研究費の額が確定した場合は、上記の期日に関わらず提出する

ことも可能とします。

6 . その他

(1) 認定申請の内容変更に係る届出 (共同試験研究及び委託試験研究共通事項)

認定書の交付を受けた後に、認定書に記載された事項又は添付書類の内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を試験研究機関等の長、地方支分部局の長 (大学等との共同又は委託試験研究の場合は、厚生労働大臣 (窓口は医政局経済課等)) に届け出なければなりません。提出遅延について正当な理由があると認めるときは、この限りではありません。

この場合に、認定書に記載されている事項を変更する必要があると試験研究機関等の長、地方支分部局の長 (大学等との共同又は委託試験研究の場合は、厚生労働大臣) が認めるときは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行い、変更認定書として再交付します。

(2) 認定の取消し (共同試験研究及び委託試験研究共通事項)

認定書の交付を受けた法人等又は個人が、認定申請若しくは、6 . (1) の届出に際して虚偽の申請若しくは届出を行い、又は届出を怠ったときは、試験研究機関等の長、地方支分部局の長 (大学等との共同又は委託試験研究の場合は、厚生労働大臣) は、当該認定を取り消し、当該認定に係る認定書の返還を求めることがあります。

